SALA MERCURIO

COWORKING SPACE IN KYOTO

セキュリティカードで入室。
退室時は必ず返却して下さい。

アクセスポイントは2ヶ所。
ネットワークへ接続は
接続制御システムへの登録が
必要です。

コピー・印刷・スキャナーをご利用
いただけます。領収書が必要な
場合はレセプションまで。

ホワイトボードとディスプレイを
ご利用いただけます。

コーヒーマシンは電子マネー
専用です。現金を希望される
場合はレセプションまで。

多目的ブースでゆっくり
食事をお楽しみ下さい。

コップでの飲み物や軽食は
こちらでお願いします。

キャップ付きの飲み物のみ
ＯＫ。飲むとき以外は閉栓
して下さい。

飲み残しは捨てないで下さい。
ゴミの分別収集へのご協力、
ありがとうございます。

コートや上着はこちらの
ハンガーをお使い下さい。
他の席に置かないように
お願いします。

A AGREEMENT AREA

高級感のあるソファは、お客様との
打ち合わせにも、おすすめです。
PC作業に最適なパーソナルテーブル
もご利用いただけます。

B BREAK AREA

カフェ気分で寛ぎながらご利用
いただけます。
コップでの飲み物や軽食はこちらを
お使い下さい。

C COMMUNICATION AREA

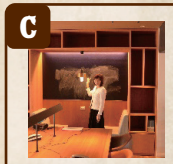

ビックテーブルやハイテーブルで
打ち合わせをしたり、黒板塗装の
タンデムシートで少人数のセミナー
などにもお使いいただけます。

D DEPARTURE AREA

集中したいときはココ!
ワーキングデスクやベンチシートで
明日のビジネスへの準備を
すすめましょう。

1 MEETING BOOTH

有料でご利用いただける、
ミーティングブースです。(1500円/1h)
液晶ブラインドで周りの視線をカット
することも可能です。

2 RENTAL ROOM

よりセキュリティーの高い個室での
打合せをご希望の方は有料で
ご利用いただけます。(2500円/1h)

3 RECEPTION

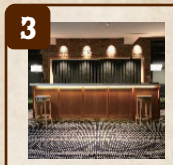

USB、充電コードなど貸出します。
領収証の対応もいたします。
お気軽にお問い合わせ下さい。

4 MULTI-PURPOSE BOOTH

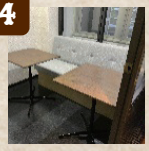

ニオイの強いお弁当やカップ麺は
こちらでお願いします。
電話の声が大きい方も…

サラ メルクリオ　サービス利用規約　　[令和４年１月 11 日改訂]

本規約は、賃貸人　株式会社日光社（以下「甲」という）が運営するサラ メルクリオの各サービス（以下「サービス」という）について定めたものである。利用者（以下「乙」という）は以下の利用規約に同意し、かつ甲の審査を通過した場合にのみ当サービスを受けることが出来るものとする。
なお、乙のうちグラネロ施設利用契約締結利用者を「グラネロ会員」、アルチボ施設利用契約締結利用者を「アルチボ会員」、サラ メルクリオ施設利用契約締結利用者を「サラ時間制会員」と称する。

（本規約について）
第１条　乙は甲の提供する当該サービスを利用するにあたってはグラネロ施設利用契約書、アルチボ施設利用契約書もしくはサラ メルクリオ施設利用契約書、本規約及び別紙注意事項を遵守するものとする。
２　乙が、グラネロ施設利用契約書、アルチボ施設利用契約書もしくはサラ メルクリオ施設利用契約書、本規約及び別紙注意事項に違反した場合、甲はいつでもサービスを停止することが出来るものとする。
３　サービスの停止によって乙に不利益が生じても、甲は一切責任を負わないものとする。

（利用資格）
第２条　サービスを利用できる利用者は以下の条件を全て満たした者とする。
（１）契約書面・利用規約・注意事項に同意した者
（２）グラネロ施設利用契約、アルチボ施設利用契約またはサラ メルクリオ施設利用契約を締結した者、もしくは甲の定める利用契約を締結した者
（３）（２）の他、甲の審査に通過した者

（サービス提供の義務）
第３条　甲は、サービスについて品質の維持向上に努めるものとし、乙は当施設の維持保全に協力する。
２　甲は、規定の営業日・営業時間以外でのサービス提供の義務を負わないものとする。
３　甲は、契約名義人及び甲が利用者として承認した者以外に対してサービス提供の義務を負わないものとする。

（利用期間）
第４条　サービス利用の期間は契約書記載のとおりとする。

（施設利用について）
第５条　当施設は作業空間･執務空間とし、利用は以下のとおりとする。
（１）営業時間
①グラネロ会員及びアルチボ会員は当施設を２４時間３６５日使用可能とする。但し、当サービスは営業時間内（平日 10:00～21:00）のみ利用可能とする。
②サラ時間制会員は、レセプションにて受付時間内（平日 10:00～18:00）に手続をして利用するものとする。
③土日祝・夏季休暇及び年末年始休暇や臨時休業等は定休日とする。
（２）営業時間外
①営業時間外については、グラネロ会員及び登録されたアルチボ会員は警備を解除して入退出することが出来るものとする。
②受付時間が過ぎても施設内でサービスを利用していたサラ時間制会員は、21:00 までに退出するものとする。
③営業時間外の照明・空調稼働については、事前に甲に申し出て、おおよその退出時刻を報告するものとする。
（３）施設利用希望時の注意点
①乙は甲の定める施設の空調温度で施設を利用するものとし、温度調整を希望する際は、甲の許可を必要とし、基本的に自由にリモコン操作ができないものとする。
②乙以外の者が来訪する場合には、甲に対し、その旨の利用申込をし、事前に甲の承諾を得るものとする。
（４）損害賠償責任
乙が、故意または重大な過失により施設内の設備を破損した場合、乙は相応の賠償責任を負うものとする。
（５）上記以外の施設利用詳細については別紙資料を参照するものとする。

（専用を希望される場合）
第６条　施設内の専用は先着順の予約制とし、予約方法はレセプションに施設利用申込書を提出して行うものとする。
２　無断利用が発覚した場合、使用エリアの如何を問わず、ミーティングブース利用料の３倍額相当の違約金を甲に支払うものとし、甲は、グラネロ会員に対してはオフィス利用料等の翌月分請求時に一括請求するものとし、サラ時間制会員に対しては施設利用申込書記載のキャンセル料請求方法と同様とする。

（交流会・催事）
第７条　乙は、甲または甲の承諾を得た利用登録者等が主宰する交流会･セミナー･パーティ･イベント等(以下､｢催事｣という）が対象スペース内において行われることがあること、および催事により対象スペースの一部または全部において通常の使用が出来ないことがあることに予め了承するものとする。
２　甲は、催事がある場合には、甲所定の方法で事前に乙に告知するものとする。
３　催事によって対象スペースの利用が制限される場合においても、乙は甲に対し、名目の如何を問わず金銭その他一切の請求をしないものとする。
４　甲および乙は、本サービス及び利用登録者等のビジネス発展のため、相互協力を行うものとする。

（禁止行為）
第８条　乙は次の行為をしてはならない。
（１）甲、他の利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為。
（２）コンピューターウィルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為。
（３）甲が提供する回線を通じて甲が定める一定のデータ容量以上のデータを送信する行為。
（４）甲に関し利用しうる情報を改ざんする行為。
（５）法令または乙もしくは甲が所属する業界団体の内部規則に違反する行為。
（６）乙による甲の運営を妨害するおそれのある行為。
（７）その他、甲が不適当と認める行為。
２　乙は本施設への入出者に対しても本規約を遵守させなければならない。

第９条（私物管理）
１　乙は、本施設および対象スペースに私物を放置せず、乙の自己責任で管理するものとする。本施設および対象スペースは不特定多数が利用する場所であり、万が一、乙の私物に紛失・盗難・破損・汚染等が生じても、甲は一切の責任を負わない。
２　本施設および対象スペースで遺失物が発見された場合、または遺失物が甲に届けられた場合、甲のレセプションないし甲の事務所にて遺失物が発見ないし届けられた日を含め３０日間、甲が指定する場所で保管する。
３　発見３０日経過後も遺失物の引き取りがない場合、遺失物の所有者が収容物に対する権利を放棄したとみなし、甲において収容物を当該所有者の費用負担または甲の任意の判断で処分できるものとする。

（任意解約及び強制解約）
第１０条　乙が各サービスを解約する場合には各施設利用契約書記載のとおりとする。
２　乙が下記に該当する場合には理由の如何を問わず、甲は一方的に当サービスの契約を解除することが出来るものとする。
①暴力団またはその関係者である疑いのあるとき
②違法行為を行っている疑いのあるとき
③サービス申込みにおいて虚偽の申告を行った場合
④サービス料金の支払いが甲の請求時から１か月以上滞った場合
⑤甲の従業員や、他の利用者の迷惑となる行為を行った場合
⑥破産もしくは倒産により社会的信用を失った場合
⑦事前の予告なしで一週間以上連絡が取れない場合
⑧本規約に違反した場合、その他、甲が不適格と判断した場合

（サービスの停止・休止・廃止）
第１１条　甲の都合によりすべてのサービスを停止・休止・廃止ができるものとし、この場合、甲は乙へ電話もしくは電子メールにて原則１か月前に通達するものとする。
２　前項のサービス提供の停止・休止・廃止に伴う損害について、乙は一切賠償請求をしないものとする。

（違約金及び賠償金）
第１２条　乙が本規約に違反した場合、甲は違約金を請求することが出来るものとする。
２　乙の故意または重大な過失により、甲が損害を被った場合、甲は乙にその損害に対する賠償を請求することが出来るものとする。

（免責条項・責任範囲）
第１３条　以下の事項については、故意または重大な過失があった場合を除いて甲は免責されるものとする。
①やむを得ない理由によりオフィス及び施設の利用ができない場合
②通信障害等により電話・FAX 等通信設備が不通となった場合
２　甲が乙へ補償を行う場合の金額は、乙が１か月以内に支払った利用料金を上限とする。

（規約の変更）
第１４条　本規約の変更の必要がある場合、甲は乙の承諾を得ることなく本規約の内容を変更することが出来るものとする。また、本規約の変更後、利用者への通知は電子メールにて行うものとし、利用者が各自でホームページ上から確認するものとする。
２　本規約が変更された場合、乙は、同意しない限り継続してサービスを利用することが出来ないものとする。
３　変更後、１週間以内に不同意の意思表示がない場合には、乙は本規約に同意したものと見なす。

（遵守事項）
第１５条　乙は本規約の記載事項以外についても、関係法令及びガイドライン等を遵守するものとする。

（規約外事項）
第１６条　乙は、本規約に従う他、甲の指示及び別に定める利用案内等に従わなければならないものとする。

（準拠法・裁判管轄）
第１７条　本規約の解釈にあたっては、日本国法を準拠法とする。
２　本サービスに関して紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする。